

## 連結財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき、有形固定資産等の評価を行っています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しております。

##### ② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しております。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しています。

#### ④ 損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

#### (5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

#### (6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含みます。

#### (7) 採用した消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。連結対象については、それぞれの会計基準に従い、会計処理しています。

### 2. 重要な会計方針の変更等

#### (1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

### 3. 重要な後発事象

#### (1) 主要な業務の改廃

該当はなし

#### (2) 地方財政制度の大幅な改正

該当はなし

#### (3) 組織・機構の大幅な変更

該当はなし

#### (4) 重大な災害等の発生

該当はなし

(5) その他重要な後発事象

該当はなし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はなし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当はなし

(3) その他主要な偶発債務

該当はなし

5. 追加情報

(1) 対象団体（会計）の一覧、連結方法

① 一般会計

② 笠森霊園事業特別会計：全部連結

③ 国民健康保険特別会計：全部連結

④ 後期高齢者医療特別会計：全部連結

⑤ 介護保険特別会計：全部連結

⑥ 農業集落排水事業特別会計：全部連結

⑦ 長南町ガス課ガス事業会計：全部連結

⑧ 千葉県市町村総合事務組合（退手以外）：比例連結（0.03%）

⑨ 千葉県市町村総合事務組合（自治研修センター）：比例連結（1.30%）

⑩ 千葉県市町村総合事務組合（交通災害共済）：比例連結（0.41%）

⑪ 千葉県後期高齢者医療広域連合：比例連結（0.18%）

⑫ 長生郡市広域市町村圏組合（一般会計）：比例連結（5.88%）

⑬ 長生郡市広域市町村圏組合（火葬場）：比例連結（14.33%）

⑭ 長生郡市広域市町村圏組合（水道事業）：比例連結（4.79%）

⑮ 長生郡市広域市町村圏組合（病院事業）：比例連結（6.50%）

⑯ 九十九里地域水道企業団：比例連結（3.51%）

(2) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。(地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

(3) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。